・以下の条項の下線部分を削除いたします。

改定後	改定前
9.　（条文削除）	9.（手形用紙） ⑴　当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ⑵　手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 ⑶　専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
10.（条文削除）	10.（手数料） 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

以上